

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Home Office

国別情報及びガイダンス シリア: シリア内戦

1.2 版

2016 年 7 月

序文

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の請求の取り扱いについての指導書である。これには、請求が庇護、人道的保護又は裁量的許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び – 請求が却下された場合には – 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、請求を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付けの [出身国情報\(COI\)の処理に関する共通 EU\[欧州連合\]ガイドライン](#) 及び、2012 年 7 月付けの欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、[出身国情報報告手法](#)を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、[各国の方針及び情報チーム](#)に電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境局の独立主任検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主席検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

目次

ガイダンス	4
1. はじめに	4
1.1 請求の根拠	4
2. 問題の検討	4
2.1 信憑性	4
2.2 適用除外	4
2.3 危険性の評価	5
2.4 保護	6
2.5 国内移動	7
2.6 証明	7
3. 方針の概要	8
国別情報	9
4. 背景	9
5. プロタゴニスト	9
5.1 概観	9
5.2 政府軍	11
国民防衛軍(NDF)	11
ヒズボラ(レバノン)	12
シーア派過激派集団(イラク)	12
5.3 非国家武装集団	13
自由シリア軍(FSA)	13
ダーイッシュ(イラクとシヤムの／イラクとレバントのイスラム国)	14
イスラム戦線	15
タウヒード旅団(一神教の大隊)	16
ジャイシュ・アル・イスラム(イスラム軍)、旧称リワ・アル・イスラム 又はイスラム旅団	16
アハラール・アル・シャーム・イスラム運動又はシヤムのイスラム自由 運動	16
ヌスラ戦線	18
ホラサン・グループ	19
6. 暴力あとの性質及びレベル	19
7. 人道的状況	23
8. 移動の自由	26
版管理及び問合せ先	29

1. はじめに

1.1 請求の根拠

- 1.1.1 ある個人が、与党アサド政権の実際の支持又は支持の認識を根拠に、反乱軍から重大な危害又は迫害を受ける危険に晒されること。又は、
- 1.1.2 ある個人がシリアの反乱軍の実際の支持又は支持の認識を根拠に、アサド政権から重大な危害又は迫害を受ける危険に晒されること。及び／又は、
- 1.1.3 強制送還が欧州人権条約(ECHR)の第3条の違反になるほど、治安又は人道的状況全般が過酷であること及び／又は、
- 1.1.4 強制送還が資格指令の第15条(c)の違反になるほど、治安又は人道的状況全般が過酷であること。

[目次に戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性評価に関する情報については、[信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令](#)を参照のこと。
- 2.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである([ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護指令](#)を参照)。
- 2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討するべきである([言語分析に関する庇護指令](#)を参照のこと)。国籍の異なる個人がシリア人であると主張する可能性がある。2013年2月20日に発効した平等法(Equality Act)の適用除外により、シリア人であると主張する個人を対象とする試験を行うことができる。

[目次に戻る](#)

2.2 適用除外

- 2.2.1 紛争ではどちらの側も重大な人権侵害に関与した([プロタゴニスト](#)を参照)。当該個人が武装集団に関与したことが容認される場合は、意思決定者は適用除外条項のいずれか1つの適用可能性を検討しなければならない。

[目次に戻る](#)

2.3 危険の評価

- 2.3.1 ある個人が紛争当事者による直接的又は標的行為により帰還時に重大な危害を受ける危険に晒される場合は、難民条約に定める理由による可能性がある。
- 2.3.2 意思決定者が、まず欧州人権条約(ECHR)の第2条及び3条に基づく保護の必要及び、それが失敗する場合の資格司令の第15条(c)に基づく保護の必要を診査する必要があるのは、当該個人が難民条約の下に不適格である場合のみである。

i. 難民条約

- 2.3.3 上級審判所は、国別ガイダンスの判例、[KB \(Failed asylum seekers and forced returnees\) Syria CG \[2012\] UKUT 426 \(IAC\) \(21 December 2012\)](#)の中で、『シリアで現在起こっている過度に高いレベルの人権侵害、つまり、いかなる抵抗の徴候も粉碎しようとするように見える体制という状況では、却下された庇護申請者又は強制送還者は概ね、転嫁された政治的意見に起因して帰国時に逮捕及び拘禁され且つ、拘禁時に重大な虐待を受ける真の危険に晒される可能性が高い。これは難民保護を受ける十分な資格である。この地位は、庇護申請が却下されたにもかかわらず、アサド政権の支持者としてシリアに帰国すると認識される個人の場合は、上記と異なる可能性がある』と宣言した。(b)項)
- 2.3.4 この決定以降、人権侵害の規模及び範囲は拡大している。現在は、アサド支持派(又はそのように認識される個人)も、反政府武装勢力が支配する地域では特に、迫害の危険に晒される可能性がある。反政府武装勢力は、政府に報復するため又は、政府の支持者であると認識することを理由に、民間人を標的にしている。UNHCR はかかる武装集団の「事実上の」支配下にある地域で危険に晒される個人を以下のように特定する(が、これに限らない)。
- 政府の支持者又は支持者と認識される個人。これには政府関係者及び政府に所属する当事者の構成員が含まれる。
 - 政府軍及び親政府軍の構成員及び構成員と認識される個人。
 - 政府軍又は親政府軍と連携すると認識される民間人。
 - 政府の支持者又は支持者と認識される個人の家族成員。
政府を支持していると認識される、都市郊外、市町村の一般住民。(プロタゴニストを参照)

ii. 人道的状況

- 2.3.5 人口の3分の1は国内避難民であり、1300万人を超える人々が人道支援を必要としているが、受けられてない。

460 万人を超える人々が、到達が困難な地域に居住している。2015 年末時点で、人口のほぼ 3 分の 1 が赤貧状態で暮らしていた。どの紛争当事者も、水、電気、食糧及び医療等の必須サービスを標的にし、妨害した上、民間人の移動を妨げた。最も影響を受けた民間人は収入源を奪われた強制避難家族、都市部の貧困層、自作農、零細牧畜民、出稼ぎ労働者及び小規模貿易商であるということである。シリア全域が影響を受けているが、困窮者の大半はアレッポ県、ダマスカス郊外県及びイドリブ県に居住する。[\(人道的状況](#)を参照)

- 2.3.6 ほぼどの事案でも、民間人は、人道的危機に起因する第 3 条の危害の真の危険に晒される可能性があるが、意思決定者は、審査を行う際に、個人の事情を全て検討しなければならない。これには、年齢、性別、健康状態及び利用可能な支援などが含まれる。

iii. 治安状況

- 2.3.7 資格司令の第 15 条(c)は、ECHR の第 3 条と異なり、真の非戦闘員でなければならず、紛争当事者であってはならない民間人にのみ適用される。これには、武装活動を真に且つ永久的に断念した元戦闘員が含まれることがある。
- 2.3.8 政府軍は反政府武装勢力が支配する地域又は、反政府勢力が駐留する地域を砲撃し、多数の人命を奪った上、財産を破壊した。非国家武装集団は、大虐殺、殺人、拷問、人質捕獲、強制失踪、強姦及び性的暴力、子どもの敵対行為への利用及び保護対象物の攻撃等の戦争犯罪を行っている。武力抗争は、大都市及び兵站線内及び周辺で特に激しくなっている。大都市及び戦闘地域における無差別暴力の定着度及びレベルは概ね、そこに一定期間存在するだけで個人がその生活又は生命を脅かす真の危険に晒されると確信できるような、実質的根拠が存在するレベルにある。[\(武力抗争の性質及びレベル](#)を参照)
- 2.3.9 意思決定者は、それでも危険に晒す可能性がある、当該個人の状況に関連する特殊な要因の有無を検討しなければならない。
- 2.3.10 危険要因の悪化の検討を含む、第 15 条(c)に関するガイダンスについては、[信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令節](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.4 保護

- 2.4.1 当該個人の恐怖がアサド政権の実際の支持又は支持の認識を根拠とする重大な危害又は迫害についてである場合は、同政権から十分な保護を得られないことを立証する責任はその個人にある。
- 2.4.2 当該個人の恐怖が反乱軍の実際の支持又は支持の認識を根拠とする重大な危害又は迫害についてである場合は、その集団から十分な保護を得られないことを立証する責任はその個人にある。

2.4.3 ほとぼの事案でも、一方の場所から別の場所に移動する困難さにより、個人が十分な保護を得ることは不可能である。

2.4.4 国の保護の利用可能性の審査に関する詳細なガイダンスについては、[信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令](#)を参照。

[目次に戻る](#)

2.5 国内移動

2.5.1 武力抗争によって民間人は国内、特に大都市及び兵站線内及び周囲を移動できない状態にある。武力抗争は、商用便の欠航、道路封鎖及び国境検問所の利用制限及び閉鎖を引き起こした。反政府勢力が征圧する地域では、政府を支持する(又は支持するとされる)民間人は移動を制限されている。包囲された地域では移動は極めて制限される。

2.5.2 政府も反政府軍も治安検問所を規制している。民間人は検問所を通過して危険な地域から逃れることができない状態にある。伝えられるところによれば、男性は検問所で逮捕されたり強制失踪したりする危険に晒される。女性は、地域間を移動する際に身体的虐待、逮捕及び拉致に遭う危険がある。反政府勢力の支配下にある一部の地域では、これまで複数の女性が反政府武装集団によってその自宅に監禁された。

2.5.3 シリアでは、個人が国内移動できる可能性は概ね極めて低い。これは、国内を移動できる可能性が極めて限られており、武力抗争の予測不能性及び規模が、国内の別の場所への滞在が合理的に予想できないようなものであるためである。

2.5.4 ただし、意思決定者は、移動予定地に広く浸透する全般的状況及び当該個人の状況を含め、事案の事情を全て検討しなければならない。国内移動を提案する場合は、意思決定者は移動予定地のアクセシビリティも検討しなければならない。

2.5.5 国内移動に関するガイダンスについては、[信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令](#)を参照。

[目次に戻る](#)

2.6 証明

2.6.1 申し立てが拒否される場合は、2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

2.6.2 認定に関する詳細情報については、[2002年国籍、移民及び庇護法の第94条に基づく保護及び人権申立て\(明らかに根拠がない申立て\)の認定に関する請願指令](#)を参照。

[目次に戻る](#)

3. 方針の概要

- 3.1.1 判例法によって立証されたように、申請を却下された庇護希望者又は強制送還者は、転嫁された政治的意見に起因して、シリアへの帰国時に逮捕及び拘禁され且つ、拘禁時に重大な虐待を受ける真の危険に晒される可能性が高い。この地位は、庇護申請が却下されたにもかかわらず、アサド政権の支持者としてシリアに帰国すると認識される個人の場合は、上記と異なるものになる可能性がある。
- 3.1.2 しかし、この判例法が 2012 年に公布されてから、状況は現在、居住場所によっては、アサド政権の実際支持者の又はそのように認識される個人が十分な根拠に基づいた迫害の恐怖を抱き得るようなものになっている。
- 3.1.3 引き続き悪化する人道的危機は、多くの帰還者の強制送還が ECHR の第 3 条の違反になるようなものである。
- 3.1.4 シリアの大都市及び戦闘地域における無差別暴力のレベルは、そこに一定期間存在するだけで個人が QD の第 15 条 c に違反する、生活又は生命を脅かす真の危険に晒されると確信できるような、実質的根拠が存在するレベルにある。
- 3.1.5 ある個人が十分な根拠に基づく迫害の恐怖に直面する場合は、この個人は当局から保護を得られない。
- 3.1.6 シリアのある場所から別の場所への移動可能性及び安全な移動に対する著しい制限並びに、武力抗争の予測不能性及び規模及び、移動予定地で避難民が直面する人道的状況により、個人がシリア国内の別の場所に合理的に移動できる可能性は低い。
- 3.1.7 申請が却下される場合は、2002 年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)の第 94 条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

[目次に戻る](#)

4. 背景

4.1.1 紛争の背景については、[BBCの『紛争の筋書き』](#) (2014年3月14日)、出来事の時系列については[BBCのシリアの概要](#)を参照。

4.1.2 シリア国内の極めて深刻な状況により、情報は入手が困難で、一貫性がないこともある。ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)(CPJ)は2014年に、シリアをジャーナリストにとって世界で最も危険な場所とみなした。¹ CPJの2014年3月の報告によれば、シリアの危機が始まってから3年間で、少なくとも65人のジャーナリストが命を奪われ、80人以上が拉致され、およそ30人が行方不明になった。国境なき記者団(Reporters Without Borders)の2013年11月の報告によれば、シリアでの活動中に命を失った新聞記者は110人を超える。報告によれば、

『政府はプロパガンダ戦争及び情報攪乱戦に国営メディアを利用している。新しい報道媒体は『革命』の手先になることが多く、最終的には新しい形態の思想統制を強要しようとする。外国人ジャーナリストはビザの取得を拒否されることが多く、両方の側を取材できることはめったにない。しかし、前線のどちらの側にも中立で独立したこのオブザーバー達の存在は、複雑な状況を把握し、この戦争の現実を国際コミュニティに説明する上で不可欠である。』²

4.1.3 2012年6月以降、多くの西側外交官が『ペルソナ・ノン・グラータ(受け入れ難い人物)』を宣告された。³ このため、シリアへの立入りの報告は極めて限られる。

[目次に戻る](#)

5. プロタゴニスト

5.1 概観

5.1.1 2014年5月のブルッキングス研究所の説明によれば、

『シリア内戦は、重複する政治、宗教、派閥、民族及び部族的筋書きが組み込まれたことで極めて複雑な出来事になった。反政府勢力の兵力は現在およそ100,000人から120,000人—このうち約7,000人から10,000人

¹ ジャーナリスト保護委員会、『ジャーナリストにとって最も危険な場所であるシリア』、2014年3月15日、<https://cpj.org/2014/03/syria-the-most-dangerous-place-for-journalists.php>、2016年7月7日閲覧。

² 国境なき記者団、『シリアにおけるジャーナリズム、不可能な仕事か。』、2013年11月6日、<https://rsf.org/en/reports/journalism-syria-impossible-job>、2016年7月7日閲覧。

³ ロイター通信、『シリアは外交官17人に『ペルソナ・ノン・グラータ』を宣告、2012年6月5日、<http://www.reuters.com/article/us-syria-crisis-diplomats-idUSBRE8540HC20120605>、2016年7月7日閲覧。

が外国人一で、1,000 を超える異なる武装部隊に分割されている。この派閥の多くは、さらに、連合軍、前線及び『軍事作戦室』と呼ばれる一時的な現地同盟の集合体に細分化される。これに対し、政府軍—主にシリア・アラブ軍(Syrian Arab Army)(SAA)—は、戦争の宗派的な含みを奨励し且つこれに適応しており、前線活動に主にシーア派及びアラウィー派部隊を配備しており、その傍らに次第に職業軍人になりつつある民兵組織及び主に外国人戦闘員で構成されるシーア派民兵を併置する。どちらの側も常に、諸外国、外国の組織及び個人から多大な援助を受けている。』⁴

5.1.2 説明の続きによれば、

『上記は、スンニ派過激派とシリア政府の戦いの力学のみに対する言及である。しかし、この紛争は決して二次元的なものではない。他の要素には、クルド人自治集団の機能である、クルド民主統一党(Partiya Yekîtiya Demokrat)及びその武装集団のクルド人民防衛隊(Yekîneyên Parastina Gel)(YPG) 及びクルド女性防衛部隊(Yekîneyên Parastina Jin)、アルカイダが否定したイラクとシャムのイスラム国(ISIS) [ダーイッシュ]に対する戦闘の発生、バッシュール・アル＝アサド大統領を支援する際の利益に特定したレバノンを拠点とするヒズボラの役割、反政府勢力を支援する湾岸諸国の頻りに矛盾する又は相反する方針の有害性及び、西側が支援する 2 大反政府勢力構造、シリア反体制革命勢力国民連合(National Coalition for Syrian Revolutionary and Opposition Forces)(又は シリア国民連合(Syrian National Coalition)、 SNC)及び最高軍事評議会(Supreme Joint Military Command Council)(SMC)の政治及び軍事部門内での明らかな分裂などが含まれる。』⁵

5.1.3 2016 年 2 月付の国連調査委員会報告書によれば、

『戦闘の激しさは関与する行動主体及び危機に瀕した対象の戦略的価値によって地域間でばらつきが見られる。ここ数ヵ月を見ると、最も激しい対立はラタキア県、イドリブ県及びアレッポ県における反政府勢力と政府軍及びその同盟軍及び、ハサカ県及びラッカ県におけるイラクとシャムのイスラム国(ISIS)と YPG 部隊とその同盟軍であった。絶え間ない対峙の発生にもかかわらず、南部県の状況はほぼ変わっていない...

『政府軍及びその同盟軍は最近になって、複数の前線で軍事イニシアティブを再開し、戦況を有利に引き戻した。同軍はロシア軍及び外国人民兵増援部隊による空爆で盛り返すと、ラタキア県及びアレッポ県郊外で

⁴ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014 年 5 月 19 日、1 頁、
<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20listersyria%20military%20landscape%20english.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧

⁵ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014 年 5 月 19 日、1 頁、
<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20listersyria%20military%20landscape%20english.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧

の大規模な侵攻作戦で大いに前進した...

『政府はホムズ県及びダマスカス郊外県でも、数ヶ月に及ぶ包囲攻撃及び爆撃の末に到達した現地の停戦協定を通じて、状況を改善した。』⁶

委員会の調査はシリア・アラブ共和国への入国拒否により依然として阻まれていることに留意するべきである。』⁷

[目次に戻る](#)

5.2 政府軍

5.2.1 2014年5月のブルッキングス研究所のブリーフィングによれば、『シリアの革命勃発以前は、SAA[シリア・アラブ軍]の配備可能な総兵力はおよそ295,000人であった。』⁸ 兵力295,000人という数字は、国際戦略研究所のミリタリー・バランス2011年版の抜粋である。しかし、これはオープンソースであるため、この参考文献は照合できない。

5.2.2 2016年2月付のUN調査委員会報告書によれば、

『人材不足の厳しい制約を受けて、政府の正規陸軍は、最近の攻撃では増え続ける外国人武装集団に依存するようになってきている。これは、政府軍の分裂及びシリア当局の分権化が進んでいることを意味する...

『シリア内戦は次第に複雑化し、これに伴って、相互に絡み合う多数の frontline で戦闘員が増え続けている。「勝利」を実現できるように見える当事者がいない一方で、予測可能な未来に向けて作戦を持続できる十分な能力はどの集団にもあるようであり、ここに至るまで、死と破壊を続けてきた。』⁹

国民防衛軍(National Defence Forces)(NDF)

5.2.3 ブルッキングス研究所が2014年5月のブリーフィングの中で述べたところによれば、『NDFは現在、ヒズボラ(一度で3,500人から

⁶ 国連人権理事会、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書、2016年2月11日、第15、21及び22項 <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/A-HRC-31-68.pdf>、2016年7月8日閲覧

⁷ 国連人権理事会、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書、2016年2月11日、第2項 <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/A-HRC-31-68.pdf>、2016年7月8日閲覧

⁸ ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014年5月19日、11頁、<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20listersyria%20military%20landscape%20english.pdf>、2016年7月8日閲覧

⁹ 国連人権理事会、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書、2016年2月11日、第23、32項 <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/A-HRC-31-68.pdf>、2016年7月8日閲覧

7,000 人を配備したことがある)及び他の親政府民兵(兵力数千人以上)が加わると、重要な政府軍歩兵要員になる、100,000 人の兵力で構成される。』¹⁰

ヒズボラ(レバノン)

5.2.4 ブルッキングス研究所の 2014 年 5 月の報告によれば、ヒズボラは『3,500 人から 7,000 人の要員がシリア国内での反政府軍との戦いに貢献している。』¹¹ この情報はワシントン研究所の Phillip Smyth から得たものである。

5.2.5 米国議会調査局(Congressional Research Service)によれば、

『ヒズボラ戦闘員は 2014 年 9 月時点で、ダマスカス北西部のカラモウン(Qalamoun)地区での作戦に参加している。ここでは、イラク人自警武装集団の発生が戦闘員に新たな圧力をかける可能性がある。ロンドンを拠点とするシリア人権監視団(Syrian Observatory for Human Rights)の 8 月の報告によれば、2013 年初めからこれまでに、シリアで命を奪われたヒズボラ戦闘員は 561 人以上に上る。イスラエル軍幹部が 2014 年 3 月に述べたところによれば、シリアにおけるヒズボラの兵力は現在 4,000 人から 5,000 人である。昨年を通じて、ヒズボラは政府軍と協力し、ダマスカスとホムズをつなぐ M-5 ハイウェイ沿いの反乱軍が支配する複数都市の奪還を支援する方法で、現政権の供給ラインを防護した。』¹²

シーア派武装組織(イラク)

5.2.6 米国議会調査局の 2014 年 9 月付の報告書によれば、

『アナリストの推計では、シリアにおける政府側のイラク人シーア派の兵力は 2,000 人から 5,000 人である。多くは、アサイブ・アハル・アル・ハク(Asa'ib Ahl al Haq)及びカタイブ・ヒズボラ(Kata'ib Hezbollah)等の、イラク人シーア派の政治団体及び武装集団出身者である。兵士はその目的を、預言者モハンマドの孫娘サイイダ・ザイナブ(Sayyida Zeinab)の霊廟等の、ダマスカス南部にあるシーア派の聖地を守ることと考えている。他の報告書は、この集団を想定される幅広い作戦的役割とみなしており、民兵は狙撃班を結成し、奇襲攻撃を率い、検問所を設営し、政府軍部隊のために歩兵隊を支援したと述べている。シリア国内のイラク人戦闘員の個々の動機を評価する或いは、アサド政権の存続が第 1 の目標であるか否かを決定するのは困難である。

戦闘員の中にはシーア派の聖地を守りたいという気持ちに駆られた若い志願兵もいれば、イラクで多国籍軍と戦った経験を持つ熟練した民兵も

¹⁰ ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014 年 5 月 19 日、11 頁、

<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20english.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧

¹¹ ブルッキングス研究所、シリア内戦の軍の用語集、2014 年 5 月 27 日、<http://www.brookings.edu/blogs/brookings-now/posts/2014/05/a-glossary-of-forces-in-the-syrian-civil-war>、2016 年 7 月 9 日閲覧

¹² 米国議会調査局、シリアの武力紛争：概観及び米国の対応、2014 年 9 月 17 日、アサド政府軍、16 頁 <http://fpc.state.gov/documents/organization/232511.pdf>、2016 年 7 月 9 日閲覧。

いる。複数の報告によれば、イラク人戦闘員はイランで訓練を受けてからシリアの小隊に送り込まれ、レバノンのヒズボラと緊密に協力するということであるが、この民兵を最終的にだれが指揮統制するのかは不明である。2013年半ばに発生したイラク人民兵とシリア人民兵間の衝突は、一部のイラク人戦闘員がシリアの指揮下で戦うのを拒否する結果をもたらした。最近になって ISIL がイラクで領土を獲得したことで、シリアに駐留するイラク人戦闘員の一部は祖国に戻り、地元の民兵に合流した。』¹³ この情報は、クリスチャン・サイエンス・モニター(Christian Science Monitor)、テロ戦闘センター(Combatting Terrorism Centre)及びニューヨークタイムズ紙(New York Times)から得たものである。

[目次に戻る](#)

5.3 非国家武装集団

自由シリア軍(FSA)

5.3.1 FSA は、政府の転覆を基本的目的として活動する、政治的動機に基づくシリア人過激派集団である。この集団は、伝えられるところによれば、非武装抗議者に対する残忍な行為を理由に、国家治安部隊から逃走したシリア空軍の元大佐リアド・アル・アサド(Riyad al-Asad)によって 2011 年 7 月 29 日に正式に創設された。記録に残る FSA の最初の攻撃は 2011 年 9 月 20 日で、ホムズ市(Homs City)付近で兵士 1 人を射殺した。3 日後、FSA は自由将校団運動(Free Officer's Movement)と合併し、組織的に充実した運動に成長した。FSA は 2011 年 12 月から 野党第 1 党のシリア国民評議会(Syrian National Council)(SNC)と連携するようになった。2012 年 11 月に、新たに結成された西側が支援するシリア国民連合(National Coalition for Syrian Revolutionary Opposition Forces)に加わった。アサドは 2012 年 12 月に、正規の指揮権を保持する形で、支配権を事実上サリム・イドリス(Selim Idriss)准将に譲った。FSA の軍は次第に国内各地に分散するようになった。FSA は正規に組織された集団ではなく、緊密度の薄い連携を示すようになった。他の聖戦士集団の出現に伴って、FSA は、次第に周縁化されたが、紛争では依然として顕著な行動主体である。¹⁴

5.3.2 ブルッキングス研究所が 2014 年 5 月のブリーフィングの中で述べたところによれば、『自由シリア軍(FSA)は、しばらくの間目立つ軍事組織ではなかったが、亡命した野党 SNC の利益のために行動するとされる集団及び同盟 にとっては依然として重要な包括的名称である。』¹⁵

¹³ 議会調査局、シリアの武力紛争：概観及び米国の対応、2014 年 9 月 17 日、新政府軍、16 頁から 17 頁、<http://fpc.state.gov/documents/organization/232511.pdf>、2016 年 7 月 9 日閲覧。

¹⁴ ジェーンの安全保証監視評価、シリア - 非国家武装集団、2016 年 4 月 18 日、2016 年 7 月 8 日閲覧

¹⁵ ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014 年 5 月 19 日、1 頁
<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20lister/syria%20military%20landscape%20english.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧。

- 5.3.3 米国議会調査局(Congressional Research Service)が2014年9月の報告書の中で述べたところによれば、『「自由シリア軍」は2014年9月時点で、国民への影響力及び統合された調達、機密、兵站又は持続可能な能力を備える組織化された指揮統制構造ではなくなっていた。[...]現在は、複数の戦闘集団が積極的に、「自由シリア軍」の一部と名乗っているが、活動は独立して行っている。』¹⁶

ダーイッシュ(イラクとシヤムの／イラクとレバントのイスラム国)

- 5.3.4 ダーイッシュは旧イラクのアルカイダ(AQI)が支配した集団の最近の名称である。AQI(旧ジャマアト・アル・タウヒード・ワ・アル・ジハード(神の唯一性と聖戦団)(Jamaat al-Tawhid wal-Jihad)は、オサマ・ビン・ラディン(Osama bin Laden)に忠誠を誓うアブー・ムサブ・アッ=ザルカーウィー(Abu Musab al-Zarqawi)によって2004年10月に創設されたスンニ派過激派集団である。AQIはその後、少数の小規模ジハード集団と同盟を形成し、2007年に、イラクのイスラム国と改名した。この集団の名称は、2013年に、さらに、シリアでの活動強化を踏まえてイラクとレバントのイスラム国(ISIL)に変わった。¹⁷ 英国政府はこの集団を指すのにダーイッシュの名称を使っている。¹⁸
- 5.3.5 ダーイッシュは主に、シリア北部及び東部で活動している。この集団はイラク、特に、アンバール県(Anbar)、バグダード県(Baghdad)、サラフディーン県(Salah al-Din)及びディヤーラー県(Diyala)でも活動している。この集団はイラクでは、たいていは自爆テロを用いて大量の死者を出す無差別攻撃で知られるようになった。ダーイッシュは2014年6月に、シリアのアレッポ(Aleppo)からイラクのディヤーラー県にかけてカリフ制(khilafa)(caliphate)を確立し、アル・バグダーディーを後継者にすることを公表した。¹⁹
- 5.3.6 ブルッキングス研究所が2014年5月のブリーフィングの中で述べたところによれば、
- 『ヌスラ戦線(Jabhat al-Nusra)の比較的实际的で局所化された且つ社会的に融け込んだアプローチは、シリアにおけるアルカイダ(al-Qaeda)系組織の地位と強力な国民の支持—又は少なくとも容認—の両方を確保した。一方、ISISの行動は、傲慢且つ自己本位で、革命の拡大に無関心であるという認識を高めることになった。ISISは残忍性及び反対派が提案したイスラム法廷の仲裁努力を受け入れない姿勢を崩さず、この結果、アルカイダの指導者、アイマン・ザワーヒリー(Ayman al-Zawahiri)は2014年2月2日に、ISISを否定した。ISISの利害及びアプローチの相違を考えると、穏健派の反体制派が2014年1月初めに、シリア北部及び東部でISISに戦線を張っ

¹⁶ 議会調査局、シリアの武力紛争：概観及び米国の対応、2014年9月17日、新政府軍、5頁、<http://fpc.state.gov/documents/organization/232511.pdf>、2016年7月9日閲覧。

¹⁷ ジェーンの安全保証監視評価、シリア—非国家武装集団、2016年4月18日、2016年7月8日閲覧。

¹⁸ 英国政府、『ダーイッシュ撲滅に向けた英国の行動』、<https://www.gov.uk/government/topical-events/daesh/about>、2016年7月9日閲覧。

¹⁹ ジェーンの安全保証監視評価、シリア—非国家武装集団、2016年4月18日、2016年7月8日閲覧。

たのは不思議なことではないが、極めて重大である。この新たな対峙は、シリア内戦の力学に著しい影響を与えた。初期の対 ISIS 作戦は SNC と連携したシリア革命派戦線(Syrian Revolutionaries Front)(SRF) 及び比較的穏健派のジェイシュアル・ムジャヒディン軍(Jaish al-Mujahideen)によって開始されたが、その後のイスラム戦線(Islamic Front) 及びこれに続くヌスラ戦線の関与は、シリアの反体制派から ISIS を完全に孤立させる結果になった。』²⁰

5.3.7 2016年2月付の調査委員会の報告によれば、

『ISIS は依然としてシリア東部及び北東部県の大部分を支配する一方で、ダマスカス周囲等の他の地域でも小地域を維持している。このテロ集団は最近になって、様々な戦闘相手から、特にハサカ県(Hasakah)及びラッカ県(Raqqah)では SDF [シリア民主軍(Syrian Democratic Forces)]、ホムズ及びアレppoでは親政府軍からこれまで以上の軍事的圧力を受けるようになった。アレppo東部及びイラク国境付近のアル・ハウル地区における勢力喪失を受けて、同集団は、デリゾール県(Dayr al-Zawr)及びホムズ郊外東部の政府が掌握する地域に対し、軍事圧力を強化した。

『米国が主導する同盟及びロシアによる空爆は、ISIS の経済力及び作戦能力を低下させたが、ハマー(Hamah)からアレppoに至る供給ライン又はホムズ東部のシリアの中央回廊等の、影響を受け易い地域の攻撃力を撲滅することは叶わなかった。組織的活動を行う能力が損なわれたため、ISIS は次第に、爆発装置の広範囲の利用及び敵領土における、たいていはスリーパーセルによる作戦実行等の、ISIS が好きな戦術に立ち戻った。

『YPG [クルド人民防衛部隊(Kurdish People's Protection Units)]及びアラブ人とアッシリア人の同盟軍は、北部県における ISIS を標的とする軍事作戦で大きな成果を上げた。上記の集団は最近 SDF に統合され、ハサカ、アレppo及びラッカで新たな攻撃を開始し、ISIS が支配する領域をはるか南に押し戻した上、兵站線に甚大な損害を与えた。米国率いる多国籍同盟軍が行った空爆の援護を受け、シャダデ(Al-Shaddadeh)(ハサカ県)及びマンビジ(Manbij)(アレppo)等の ISIS が征圧した主要都市に徐々に脅威を与えつつある。』²¹

イスラム戦線

5.3.8 ブルッキングス研究所の2014年5月のブリーフィングによれば、『イスラム戦線の構造的統一の長期的存続可能性が何であれ、50,000人から60,000人の戦闘員を擁する真の軍事的影響力はシリアの中心的行動主体になっている。』²²

²⁰ ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014年5月19日、8頁

<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20lister/syria%20military%20landscape%20english.pdf>, accessed 2016年7月8日閲覧。

²¹ 国連人権理事会、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書、2016年2月11日、第28から29項 <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/A-HRC-31-68.pdf>、2016年7月8日閲覧

²² ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014年5月19日、5頁

タウヒード旅団(Liwa al-Tawhid)(al-Tawhid Brigade)(一神教の大隊(Battalion of Monotheism))

5.3.9

この集団は、アレッポ郊外北部の過激派の一派として 2012 年 7 月に結成された。この集団は当初、Fursan al-Jabal、Daret Izza 及び Ahrar al-Shamal 旅団で構成された。タウヒード旅団は 2013 年 8 月に、およそ 30 個の下位派閥に再区分された。複数の説明によれば、タウヒード旅団の兵力はおよそ 11,000 人で、アレッポ県で最有力の集団である。タウヒード旅団の幹部は、結成当初から政治部門と軍事部門に分割され、アブドラ・アジズ・サラマ (Abdul Aziz Salama) が政治指導者、アブドル・カディル・アル・サレハ (Abdul Qadir al-Saleh) が軍事指導者を務めた。他のイスラム戦線旅団と同様に、タウヒード旅団もダーイッシュによって甚大な損失を被った。ダーイッシュは 2014 年 2 月に、この旅団の最も重要な司令官の 1 人アドナン・バッククル (Adnan Bakkour) をアレッポ北部で暗殺した。しかし、サレハは 2013 年 11 月に、アレッポの軍事空爆で死亡している。その後、シャームの自由人 (Liwa Ahrar al-Shamal) の元幹部モハンメド・ハマディーン (Mohammed Hamadeen) が、同旅団の傑出した軍事司令官として出現した。同旅団の当初の目的は、政府の転覆であったが、より強硬な路線を採用し、シャリーア法の実施を要求している²³

ジャイシュ・アル・イスラム (Jaysh al-Islam) (イスラム軍 (Army of Islam))、旧称リワ・アル・イスラム (Liwa al-Islam) 又は イスラム旅団 (Islam Brigade)

5.3.10

この集団は、リワ・アル・イスラム及びダマスカス地域で活動する他の小規模なスンニ派反体制派 - リワ・ファタハ・アルシャーム (Liwa Fath al-Sham)、リワ・タヒド・アルシャーム (Liwa Tawhid al-Islam)、リワ・アル・アンサール (Liwa al-Ansar)、Kataib al-Jaish al-Islamiyya、Ghouta Shield Brigades 及び Kataib Omar bin Khattab 等と合併する形で 2013 年 9 月 29 日に結成された。ジャイシュ・アル・イスラムはこれ以降、さらに国内全域で複数の集団を統合したが、その機能の中心は依然としてダマスカス及びその周囲にあった。指導者は、以前収監されていたリワ・アル・イスラムを創設したサラフィスト活動家のザハラン・アルシュ (Zahran Alloush) である。同氏は Al-Jabha al-Islamiyya 又は、ジャイシュ・アル・イスラムが重要な要素である、イスラム戦線 (Islamic Front) の司令官も務めている。ジャイシュ・アル・イスラムの兵力の推計にはばらつきがあるが、IHS Jane's の推計によれば、この集団はおよそ 25,000 人の戦闘員を常時確保している。複数の報告によればこの集団はサウジアラビアの支援を受けているということである(が、確証はない)。²⁴

アハラール・アル・シャーム・イスラム運動 (Harakat Ahrar al-Sham al-Islamiyya) 又は シャームのイスラム自由運動

5.3.11 アハラール・アル・シャーム・イスラム運動は、アハラール・アル・シャーム

<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20english.pdf>, accessed 8 July 2016

²³ ジェーンの安全保証監視評価、シリア - 非国家武装集団、2016 年 4 月 18 日、2016 年 7 月 8 日閲覧

²⁴ ジェーンの安全保証監視評価、シリア - 非国家武装集団、2016 年 4 月 18 日、2016 年 7 月 8 日閲覧

ムとして結成され、その後、2013年9月に3つの他の集団と合併し、現在の名称を採用した。別称は **Kataib Ahrar al-Sham** 又はシリア人民解放旅団(**Battalions of the Free People of Syria**)で、イスラム戦線同盟軍を支配する。²⁵

- 5.3.12 アハラール・アル・シャーム・イスラム運動はシリアで活動するスンニ派過激派集団で、現行政府をシャリーア法の支配するイスラム国と交代させることを目標とする。アハラール・アル・シャームの名の下に、この集団がその存在を初めて明らかにしたのは**2012年1月**であるが、この集団の戦闘員の一部によれば、**2011年後半**からイドリブ県で活動していたということである。当初の声明では、同集団はシリア革命を明らかに宗派的な用語で表現し、スンニ派の『ムジャーヒディーン』はシーア派のイランの『サファヴィー構想』に対しジハードを遂行すると主張した。アハラール・アル・シャームは活動から半年以内にイドリブ県のほぼ全域で活動するようになり、主に簡易爆発物(IED)を使う奇襲を行った。**2012年後半**から**2013年初め**にかけて活動範囲を拡大し、イドリブ県、アレppo県、ラタキア県、タルトゥース県、ダルアー県、ラッカ県、ハサカ県及びダマスカス郊外県内に**83**の旅団を持つと主張した。²⁶
- 5.3.13 この集団は**2012年10月**から**2013年1月**にかけて、政府の標的を次第に大規模な方法で襲撃し、次々と作戦を実行した。**2012年12月21日**には、**Al-Jabha al-Islamiyya al-Suriyya** 又はシリア・イスラム戦線と称する、**11**の過激派集団で構成される同盟軍を結成した。この同盟軍は反政府勢力の中心的当事者になった。**2013年2月1日**に、アハラール・アル・シャームはシリア・イスラム戦線の**3**つの集団と合併し、アハラール・アル・シャーム・イスラム運動又はシャムのイスラム自由運動を結成した。新たな同盟軍イスラム戦線は**2013年11月**に、シリア・イスラム戦線を後継した。アハラール・アル・シャーム・イスラム運動は現在、イスラム戦線の指導的集団になっており、シリア政府軍に対する主な反乱軍の勝利にほぼ全て関わっている。アハラール・アル・シャーム・イスラム運動は**2014年初め**から、ダーイッシュと他のイスラム反乱軍の戦闘に参加している。アハラール・アル・シャーム・イスラム運動の指導者、ハッサン・アブード(Hassan Aboud)(別称アブ・アブドラ・アル=ハマウィ(Abu Abdullah al-Hamawi))と上級司令官多数は、**2014年後半**に、イドリブ県のラム・ハムダン(Ram Hamdan)地区で発生した爆発で殺害され、Hashem al-Sheikh(別称 AbuJabbar)が新しい指導者になった。²⁷
- 5.3.14 ブルッキングス研究所の**2014年5月**のブリーフィングによれば、アハラール・アル・シャーム・イスラム運動は、『公然たるサラフィー主義』であり、シリアのアルカイダ系組織、ヌスラ戦線と連携しているとされる。²⁸

²⁵ ジェーンの安全保証監視評価、シリア－非国家武装集団、2016年4月18日、2016年7月8日閲覧。

²⁶ ジェーンの安全保証監視評価、シリア－非国家武装集団、2016年4月18日、2016年7月8日閲覧。

²⁷ ジェーンの安全保証監視評価、シリア－非国家武装集団、2016年4月18日、2016年7月8日閲覧。この集団の司令官の多数が死亡した爆発の補助資料：議会調査局、シリアの武力紛争：概観及び米国の対応、2014年9月17日、新政府軍、7頁、<http://fpc.state.gov/documents/organization/232511.pdf>、2016年7月9日閲覧。

²⁸ ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014年5月19日、1頁、日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ヌスラ戦線

- 5.3.15 ヌスラ戦線は、シリアで活動するスンニ派過激派集団である。この集団が初めて人々の知るところになったのは、指導者ゴラニ(Golani)を特集した2012年1月のインターネットビデオの公表であった。主な目的は、政府の転覆及びシャリーア法に基づくイスラム国の樹立であった。この集団は特に、アレppo県、イドリブ県、デリゾール県及びダルアー県(Deraa)の他、ダマスカス周囲の複数都市で強い存在感を示した。初めて犯行声明が出された攻撃、つまり、2012年1月6日にダマスカスで26人の命を奪った自爆テロ以来、ヌスラ戦線は、政府に反対する自爆攻撃及び大量殺人作戦の主な実行者の1つになっている。この集団の武力は主に小火器及び携行式ロケット弾(RPG)であるが、2012年後半から2013年にかけて軍事拠点を複数確立して以来、戦車等の重火器を用いる戦闘をするようになった。²⁹
- 5.3.16 この集団は地元の治安に対する重大な脅威であり、特に北部及び東部の複数地域で政府の支配力を徐々に低下させた。米国政府は2012年12月に、この集団を外国テロ組織(Foreign Terrorist Organisation)に指定した。米国政府の主張によれば、この集団は、元アルカイダ職員によって結成され、AQI指導者、アル=バグダーディーから直接指導を受けており、600件を超える攻撃を実行した。アル=バグダーディーは2013年4月9日に、アルカイダに組み込み、イラクとシヤムのイスラム国を名乗らせる過激派集団を結成する意図で、2011年7月にゴラニをシリアに送ったと述べた。その翌日、ゴラニはアルカイダの指導者、アル=ザワーヒリーへの忠誠を誓ったが、前日の声明は知らず、同氏が率いる集団は引き続きヌスラ戦線を名乗ると主張した。AQIとヌスラ戦線はそれ以来、他の集団について別々の方針を掲げており、戦火を交えたこともあった。これには2014年1月のラッカでの戦闘などがある。³⁰
- 5.3.17 ブルッキングス研究所が2014年5月のブリーフィングの中で述べたところによれば、
- 『アルカイダ系組織の1つであるヌスラ戦線の強硬派思想は明確であるが、2012年半ば過ぎから、この集団はその行動の穏健化及び思想上の急進的目標の制限に対し驚くほどの現実主義を実証した。アルカイダへの忠誠を維持する上でのヌスラ戦線の長期的目標は、エルサレムの解放及びイスラム教カリフの確立に向けた礎石としてシリアにイスラム国を樹立することであるが、この集団は極めて局所的に活動する一方で、民間人及び穏健派反政府勢力と健全な関係を維持することを重視している。この集団は『戦時』におけるフドゥード刑罰法の実施も禁止し、これによって、残忍なISISと異なることを示した。ISISはその過激な行動及び穏健派武装集団との協力

<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20list%20syria%20military%20landscape%20english.pdf>, accessed 8 July 2016

²⁹ ジェーンの安全保証監視評価、シリア - 非国家武装集団、2016年4月18日、2016年7月8日閲覧。

³⁰ ジェーンの安全保証監視評価、シリア - 非国家武装集団、2016年4月18日、2016年7月8日閲覧。

を拒絶する姿勢により、2014年2月に、アルカイダからその存在を否定された。』³¹

ホラサン・グループ(Khorasan Group)

- 5.3.18 2014年9月のBBCの報道によれば、ホラサン・グループ－米国で考案されたとされる名称－は、聖戦士が『ホラサン』と呼ぶパキスタン及び、アフガニスタン及び北アフリカ及びチェチェン出身の古参過激派、およそ50人で構成される。米国政府高官によれば、政府と交戦するためでなく、『外部攻撃の展開』、簡易爆破装置の組み立て及び試験及び欧米人を作戦実行に勧誘することを意図してアル＝ザワーヒリーがこの集団をシリアに派遣したということである。この集団はヌスラ戦線(al-Nusra Front)の一部であり、その拠点で土地及び建物を占拠した。³²

[目次に戻る](#)

6. 暴力の性質及びレベル

- 6.1.1 2015年の出来事を網羅したFCOの人権と民主主義に関する報告書によれば、

『2015年を通じて、シリアの人権状況は紛争の激化に伴って引き続き悪化した。アサド政権は相次いで大規模な人権侵害を行い、国際人権法(IHL)に何度も違反し、国連安全保障理事会(UN Security Council)(UNSC)の決議の多くを遵守しなかった。政府軍は被拘禁者を相次いで恣意的に逮捕し、失踪させ及び拷問し、その多くは勾留中に死亡した。』

『アサド政権及び(ロシアを含む)その同盟国は、民間人を直接狙った無差別攻撃を複数行った。これには、たる爆弾、迫撃砲、空爆及びモルタル爆弾を使った住宅街、学校、市場区域及び医療施設の爆破などがあり、これによって大量の民間人犠牲者が出た。主に政府軍による長期間の包囲攻撃によって、深刻な栄養不良が発生し、飢餓状態になる場合もあった。英国は、アサド政権もダーイッシュも化学兵器を使ったことがあると考えている。ダーイッシュはこれまで、民間人を標的にした攻撃を含め、組織ぐるみ且つ広範囲にIHLに違反している。シリアのアルカイダ系組織、ヌスラ戦線及び他の過激派集団もIHLに違反する行為を行った。この暴力及び情勢不安によって、民間人は相次いで家を追われ、国内避難民及び難民として国外へ脱出する人の数が増加した。』³³

³¹ ブルッキングス研究所(Charles Lister)、力学的膠着状態：シリアの軍事背景の調査、2014年5月19日、3頁、
<http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2014/05/19%20syria%20military%20landscape%20listersyria%20military%20landscape%20english.pdf>、2016年7月8日閲覧。

³² BBC News、『ホラサン・グループとは何か。』2014年9月24日、
<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-29350271>、2016年7月8日閲覧。

6.1.2 UNHCR が 2015 年 12 月に述べたところによれば、

『シリアではほぼ全域が、武力抗争に巻き込まれている。武力抗争は部分的に重複する内紛に関与する様々な関係者間で繰り広げられ、次第に別の地域及び国外の関係者が関与するようになっていく...シリアの内戦終結に向けた国際努力はまだ成果を上げていないため、内戦は引き続き衰えることなく、民間人死傷者の増大、大規模な国内外の強制避難及び未だかつてない人道的危機等の、悲惨な影響をシリア国民に及ぼしている。一部の地域では政府と反政府軍間で局所的な微妙な停戦協定が締結され、自治体レベルでは一時的に戦闘は沈静化した...

『強制避難の主な原因は、民間人が意図的に標的にされ且つ、紛争当事者が民間人の保護を怠ったことだと言われている。生活費が高騰する中での、不十分な保健医療及び生計手段の喪失を含むサービスの崩壊も強制避難の原因になっている。前線が常に変動し、以前は他よりも安全であった地域が紛争に巻き込まれるのに伴って強制避難が増えるのが、シリア内戦の顕著な特徴である。国内避難民(IDP)が標的にされ、再度避難を余儀なくされる事件が複数報告された。』³⁴

6.1.3 化学兵器の使用については、[化学兵器禁止機関\(OPCW\)](#)のウェブサイトを参照。

6.1.4 国連人権委員会のシリア情勢に関する調査委員会(UN Human Rights Council's Commission of Inquiry on Syria)が 2016 年 2 月の報告書の中で述べたところによれば、

『紛争当事者の多くは(程度の差はあるものの)、相次ぐ爆破攻撃に加えて、近隣住民及び地元民に対する攻囲戦を利用している。戦術的状況が許す場合は常に、敵対者及びその支持コミュニティを降伏させる又は政治的譲歩を引き出す意図で包囲攻撃が行われている。

『紛争は複雑な同盟ネットワークを介して外国から操られる多面的代理戦争と化してきた。どちらの側も、シリア・アラブ共和国外部の国、事業体及び個人から支援を受けて、作戦能力及び実績を積み重ねつつある。逆説

³³ 英連邦外務省(FCO)、人権と民主主義、英連邦外務省の報告書 2015 年版、2016 年 4 月、48 頁、https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/518658/FCO755_Human_Rights_Report_2015_-_WEB.pdf、2016 年 7 月 8 日閲覧。

³⁴ 国連難民高等弁務官(UNHCR)、シリア・アラブ共和国から逃れる人々に関する国際保護の検討、IV 版、2015 年 12 月、6 頁から 7 頁、<http://www.refworld.org/pdfid/5641ef894.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧。

的ではあるが、表面上は戦争の平和的解決を強く望む各国及び地域の利害関係者も、軍事的激化を煽り続ける点では変わらない。』³⁵

6.1.5 同調査委員会の 2016 年 2 月の報告によれば、

『内戦は 6 年目に突入し、それに伴って民間人の生活構造物 – 住居、企業、学校、公園、市場及び病院 – が次々と破壊されている。戦争当事者及び前線の増殖によって、民間人は生存能力をさらに脅かされている。

『空爆は、反政府武装集団、ヌスラ戦線及び ISIS が支配する一般住宅地を次々と破壊し、これによって数百人もの死傷者が発生した。何年も攻撃を受けてきた地元に残っている民間人は、たいてい、貧困、慢性疾患又は障害及び家族の個人資産の放棄に対する不本意等の個人的事情により脱出することができない。包囲された地域では、民間人は脱出できない状態にある。

『政府の制圧下でない地域は、政府軍の地上砲撃を受けた。目立った軍事標的がない地域にも多数のミサイル弾及びロケット弾攻撃が行われた。死傷者が発生した地域では、そのほとんどが – 全員でなくても – 民間人であった。これには多数の子どもが含まれる。

『アレッポ市では、調査期間を通じて、アル・フィルドゥース(Al-Firdous)、アルカラサ(Al-Kalasa)、アル・フルク(Al-Huluk)、アル・スカライ(Al-Sukkari)及びアル・サリヒーン(Al-Saliheen)の近隣地区が空爆を受けた。10 月から 12 月にかけて多数の民間人死傷者を伴う攻撃が何度も記録された。

『アレッポ県南部及び東部では、政府軍による空爆は政府地上部隊の当該地域への進攻の兆しと見られ、この空爆によって数万人もの男女及び子どもの大規模な強制避難が発生した。国内避難民の一部は、複数の前線沿いで激しい衝突が発生しているアレッポ県のアザーズ(Azaz)地区に移動した。イドリブ及びトルコ国境沿いの仮設キャンプに逃げた者もいた。この流入によって、これまでに避難してきた国内避難民のニーズを果たせず、民間人の生活を支援するインフラが不十分な状態にあるキャンプがさらに逼迫した。』³⁶

6.1.6 UNHCR の 2015 年 11 月の保護ガイドライン最新版によれば、

『シリアではほぼ全域が、部分的に重複する内紛に関与する様々な関係者間で繰り広げられ、次第に異なる複数の地域及び国際主体が関与するようになった武力抗争に巻き込まれている。シリアは、政府軍、「イラクとシヤムのイスラム国」(以下、ISIS)、反政府武装集団及びクルド軍(クルド人民防衛隊、YPG)等の複数の紛争当事者が国内各地で支配権及び影響力

³⁵ 国連人権理事会、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書、2016 年 2 月 11 日、第 16 及び 17 項 <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/A-HRC-31-68.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧

³⁶ 国連人権理事会、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書、2016 年 2 月 11 日、第 33 項から 37 項 <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/A-HRC-31-68.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧

を行使するのに伴い、細かく分断されている。シリアの内戦終結に向けた国際努力はまだ成果を上げていないため、内戦は引き続き衰えることなく、民間人死傷者の増大、大規模な国内外の強制避難及び未だかつてない人道的危機等の、悲惨な影響をシリア国民に及ぼしている。一部の地域では政府と反政府軍間で局所的な微妙な停戦協定が締結され、自治体レベルでは一時的に戦闘は沈静化した。

『報告書作成期間を通じて、政府軍は首都ダマスカス及び沿岸部のラタキア県(Latakia)及びタルトゥース県(Tartous)を含め、ほぼ全ての(ラッカ及びイドリブを除く)県都の全域又は一部を次々と征圧した。しかし、政府軍は昨年を通じて、人材不足及び非国家武装集団の軍事的圧力の増大により、ホムズ県東部、イドリブ県及びダルアー県等の複数の行政区域において戦略的要所及び軍事拠点を失ったということである。ごく最近になって、同盟国からの支援が強化され、政府軍は複数の前線沿いに、失った領土を奪回するための大規模な軍事攻撃を、アレppo県、ハマー県及びラタキア県等で開始したということである。

『ISIS は、トルコと国境を接するシリア北西部での YPG による大規模な奪還にもかかわらず、これまでに、アレppo郊外東部、ラッカ県、デリゾール県及びハサカ県(Hassakeh)南部を含め、主にシリア北部及び中部のほぼ隣接する領土一帯(及び、イラクに隣接する広大な地域)にわたってその支配力を強固にした。伝えられるところによれば、ISIS は特にシリア中部、ホムズ県東部(パルミラ(Palmyra)及び Qaryateen を 2015 年 5 月 21 日及び 8 月 6 日にそれぞれ掌握)において、さらにダルアー県及びスウェイダ県(Suweida)等のはるか南部地域でもその支配地域及び影響力を大幅に拡大したということである。

『多数の — 思想及び政治的背景が異なり、同盟関係が変わりやすい — 反政府武装集団は主に、南部のダルアー県及びクネイトラ県(Quneitra)、ダマスカス郊外県、ホムズ県北部、ラタキア市郊外、イドリブ県及びアレppo県で活動している。反政府武装集団はダルアー県、アレppo県及びイドリブ県に駐留する政府軍を戦術で上回り、その一環として、2015 年 3 月に県都、イドリブ市を完全制圧したということである。反政府武装集団はアレppo県郊外及びダマスカス県南部で ISIS と断続的に何度も交戦した。伝えられるところによれば、ヌスラ戦線(JAN)は反政府武装集団の中で重要な役割を果たし、過激派思想をコミュニティに植え付けようとしている。

『YPG は各地の武装集団及び同盟国による空爆の支援を受けて、さらに進軍し、北部のクルド人自治区、つまり、ハサカ、コバネ(Kobane)(アラビア語でアイン・アル＝アラブ(Ayn Al-Arab in Arabic))及びアフリン(Afrin)の支配力を事実上確固たるものにした。YPG は以前 ISIS が所有す

る領土も掌握した。コバネ(アレッポ県)及びタル・アブヤド(Tal Abyad)(ラッカ県)の戦略的都市を 2015 年 1 月及び 6 月半ばにそれぞれ制圧したのは特に注目すべきである。この結果、YPG は現在、コバネ及びアル・ジャズイーラ地方(ハサカ県)に隣接する領土の大部分を支配している。YPG はシリア北部及び北東部で ISIS と度々衝突している他、アレッポ県及びハサカ県で、JAN 及び他の反政府武装集団と断続的に戦いを交えている。』³⁷

6.1.7 国連子どもと武力紛争事務総長特別代表室が 2015 年 6 月に述べたところによれば、

『シリア・アラブ共和国では未だかつてないレベルで紛争が相次ぎ、これによって、子どもに対する大規模な人権侵害が発生した。国連は主要都市部及び農村地域であらゆる紛争当事者による深刻な人権侵害 2,107 件を確認した。ISIL は国の大部分を制圧し、コミュニティの服従を徹底する意図で、住民に残忍な行為及び洗脳を行っており、特に標的になっているのが子どもである。国連は、ISIL の支配下にある地域では情報を検証することがあまりできなかった。民間住宅地では特にシリア政府軍による包囲攻撃及び爆撃が相次ぎ、これも事件の検証を妨げた...

『民間住宅街で発生した無差別攻撃は引き続き、広い範囲で死傷者を発生させた。国連がこれまでに確認した子どもの犠牲者は 368 人に上り(男児 184 人、女児 66 人、性別不明 118 人)、政府軍による犠牲者が 221 人、ISIL/ANF が 44 人、FSA 系組織が 24 人、同盟国の空爆が 4 人、そして、当事者不明が 75 人であった。国全体の子どもの負傷者は 771 人で(男児 420 人、女児 142 人、性別不詳 209 人)、政府軍及び親政府軍が 336 人、FSA 系組織が 296 人、ISIL 及び ANF が 19 人、YPG/YPJ が 1 人、そして当事者不明が 119 人であった。実際の数字はこれより多いと思われる。』

この情報筋は、子どもの徴募、拘禁、殺人、子どもに対するダーイッシュの残虐行為、静的暴力、教育施設の破壊、医療施設の破壊、(ダーイッシュによる)拉致及び戦時の餓死も記録している。³⁸

[目次に戻る](#)

7. 人道的状況

7.1.1 FCO の 2016 年 4 月の報告によれば、

³⁷ 国連難民高等弁務官(UHCHR)、シリア・アラブ共和国から逃れる人々に関する国際保護の検討、IV 版、2015 年 12 月、3 頁から 5 頁、

<http://www.refworld.org/pdfid/5641ef894.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧。

³⁸ 国連子どもと武力紛争事務総長特別代表室、2015 年 6 月 5 日、<https://childrenandarmedconflict.un.org/countries/syria/>、2016 年 7 月 8 日閲覧。

『英国は UNSC [国連安全保障理事会]及び国際シリア支援グループ (International Syria Support Group)を介して、武力抗争を収束し、アサド政権の交代を実現するための和平交渉を支援する意向である。2015年12月18日に採択された UNSC 決議 2254 は、停戦計画及び民間人に対する速やかな攻撃の停止を要求している。英国は少数派集団、特に女性の和平交渉への参加を先頭に立って促してきた。当省は、シリア国内での和平交渉の開始、敵対行為の収束及び人道的アクセスの何らかの改善等の、その結果示された政治的道筋の進捗を支援する。

『英国は、2015年の国連人権理事会で、シリアの人権状況について3つの決議の採択を導き、シリアの人権状況に関する国連総会第三委員会決議を共同提案し、決議は無事に採択された。当省は、シリアの人権侵害及び虐待に関する国連調査委員会の調査を支援する。

『英国はさらに、シリアの人道的状況への取組みでも引き続き主導的役割を果たした。当団体はシリア人難民の支援に向けて、2020年までに総額230万ユーロの人道支援を約束している。これは、一回の人道的危機に対する対応としては、過去最大規模である。

『英国は、2015年末時点で、人権及び説明責任に主眼を置く、合計1030万ユーロに上る一連のプロジェクトを支援した。このプログラムには、国際刑事法及び国際人道法違反の証拠収集に向けたシリア人権擁護活動家の能力開発の実施が組み込まれた。この証拠は、今後のシリア主導の刑事訴訟及び説明責任プロセスに利用するためのものである。当省は、IHL及び武力紛争法(Law of Armed Conflict)の研修も実施し、シリア国内の警察業務、民間防衛及び地方評議会における女性の権利拡大を支援した。今後は、地方自治体の性的暴行の記録能力の向上に向けても活動する予定である。当省は2016年を通じてこのプログラムを続行する予定である。』³⁹

7.1.2 アセスメント能力プロジェクト(Assessment Capacities Project)(ACAPS)の一環である – 3つの NGO(Action Contre la Faim – ACF、ノルウェー難民評議会及びセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル)で構成される – シリアニーズ分析プロジェクト(Syria Needs Analysis Project)(SNAP)は、シリアの人道的状況に関する四半期報告書を作成している。2015年12月の報告書によれば、

『紛争は6年目に突入し、それに伴って、1350万人の上の人々が人道支援を必要としている。これは2013年より400万人、昨年より130万人上回る。このうち860万人は支援が早急に必要である。

³⁹ 英連邦外務省(FCO)、人権と民主主義、英連邦外務省の報告書 2015年版、2016年4月、48頁、https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/518658/FCO755_Human_Rights_Report_2015_-_WEB.pdf、2016年7月8日閲覧。

『2011年の内戦勃発からこれまでの死者は250,000人を超え、負傷者は100万人を超える。民間人及び学校及び保健医療施設等の民間インフラが相次いで標的にされている。

『立入り制限は依然として厳しく、現在、450万人が移動の困難な地域で暮らしており、保護が最優先事項である。WASH [水・衛生プロジェクト (Water, Sanitation and Hygiene)]及び保健医療はかなり遅れている。』⁴⁰

7.1.3 また、

『現在、シリア人口の半数以上が国内避難民である。国内避難民の数は2015年に100万人減少した。これは、国外に脱出した多数のシリア人の膨大な数字を組み込んでデータ集計が修正されたためである。2011年以降に欧州で登録されたシリア人庇護希望者は500,000人を超える。このうち2015年に入国したのはおよそ300,000人であった(HNO 2016, UNHCR, 2015年10月19日)。

『IDPの総数減少にもかかわらず、2015年には新たに約120万人が避難を余儀なくされた。多くは、これまでも数回にわたって国内避難民になっている。イドリブ県、ラッカ県、ハサカ県及びダルアー県は2015年を通じて、これまでで最大の新規避難民の数を記録した(OCHA⁴¹, 22/09/2015)。

『シリアでは、480,000人に上るパキスタン人難民が特に脆弱な立場にあり、95%が、基本的ニーズを満たすために人道支援に全面的に依存している(保護クラスター(Protection Cluster)、2015年8月31日)。』⁴²

『国内避難民監視センター(Internal Displacement Monitoring Centre)(IDMC)の報告によれば、2015年12月現在のシリアの国内避難民は(国民1850万人のうち)660万人であった。⁴³

7.1.4 UNHCRの保護ガイドラインの2015年12月更新版によれば、

『シリアの内戦は5年目に入り、人道的状況は急速に悪化し続けている。シリア国内で人道支援を必要とする国民は、2015年2月の1220万人からさらに増えて、IDPおよそ650万人を含む合計1350万人に達した。複数の報告によれば、シリア全域が影響を受けているが、支援が必要な国民の大半は、アレッポ県、ダマスカス郊外県及びイドリブ県に集中している。2014年末時点で、シリア国民の5人に4人以上が貧困状態で暮らしており、ほぼ65パーセントが極貧状態で暮らしており、家族の生存に不可欠な最も基本的食糧及び食糧以外の品目の確保しかできていないと推定された。国民の30パーセントは絶望的な貧困状態で暮らしており、最も基本的な食糧さえ満たすことができない状態にあることがわかった。内戦地域／包囲された地域の住民は空腹、栄養不良及び飢餓に直面した。

⁴⁰ アセスメント能力プロジェクト、危機の概観 2015年：2016年に向けた人道的動向及び危険、2015年12月－シリア、<http://www.acaps.org/country/syria/special-reports>、2016年7月8日閲覧。

⁴¹ 国連人道問題調整事務所(OCHA)は、国連全機関の利用を想定する公式の数字を公表している。これは、人道的状況に対する資金調達又は意識向上を各国政府に訴える OCHA が算定する数字に基づいて行われる。

⁴² アセスメント能力プロジェクト、危機の概観 2015年：2016年に向けた人道的動向及び危険、2015年12月－シリア、<http://www.acaps.org/country/syria/special-reports>、2016年7月8日閲覧。

⁴³ 国内避難民監視センター(IDMC)、シリア、2015年12月更新、<http://www.internal-displacement.org/middle-east-and-north-africa/syria/>、2016年7月8日閲覧。

『武力紛争及びそれに関連するインフラの破壊、必須サービスの崩壊及び生活手段の喪失という累積的影響は食糧、水及び衛生、住宅、保健医療及び教育を得る機会に甚大な影響を及ぼしている。全ての紛争当事者が必須サービスを標的にしたことにより、安全な飲用水及び電力の供給が遮断されている。

『安全保障理事会決議 2139(2014)、2165(2014)及び 2191 (2014)の実施に対する国連事務総長の報告によれば、国連人道機関及びパートナーは、戦線及び国境を越えるなどして、困窮する数百万人に人道支援を調達することに成功した。しかし、国連事務総長によれば、紛争当事者がもたらした危険な状態及び立入りの制約に起因して人道的支援は依然として「極めて困難」である。特に重大な懸念は、到達が困難な 127 の地域で暮らす、国民の約 4 分の 1 に当たるおよそ 460 万人に支援を届ける手段である。このうちおよそ 393,700 は政府軍及び ISIS に包囲された地域で暮らしているということである。これまでに多数の人道支援関係者が殺害、拘禁又は拉致され、国連の車両、倉庫及び救急車両が攻撃を受けており、従って、人道支援関係者に対する治安上の危険も高い。』⁴⁴

- 7.1.5 生計手段、食糧安全保障、避難所、健康及び教育についての直近の状況に関する詳細な情報については、[ACAP のウェブサイト](#)で閲覧可能な直近の SNAP 四半期報告書及び月次補足資料を参照のこと。
- 7.1.6 人道でき状況に関する直近の情報及びシリア国内で人道支援に取り組む国連機関及び NGO の名称については、[シリア人道対応計画\('Syrian Humanitarian Response Plan\)](#)を参照。
- 7.1.7 [決議 2139 及び 2165 の実施に関する安全保障理事会に向けた国連事務総長の報告](#)も参照。上記の決議は人道支援コミュニティが困窮者にアクセスできる可能性についてである。情報は、シリア国内で活動する多数の人道支援組織(UN 及び NGOs)から照合されたものである。

[目次に戻る](#)

8. 移動の自由

- 8.1.1 2015 年の出来事を網羅した米 국무省の報告によれば、国民の移動の自由は、戦闘ゆえに地域及び個人によって異なる。政府の支持者又は支持者と認識される個人(特にアラウィー派及びシーア派の人々)の移動の自由は、反乱軍が支配する地域では極度に制限された。アサド政権も移動の自由を制限したが、程度は低かった。武力抗争は著しい文化的圧力と相俟って、多くの地域で女

⁴⁴ 国連難民高等弁務官 (UNHCR)、シリア・アラブ共和国から逃れる人々に関する国際保護の検討、IV 版、2015 年 12 月、6 頁から 7 頁、

<http://www.refworld.org/pdfid/5641ef894.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧。

性に対する移動の自由が厳しく制限される結果を招いた。特定の男性血縁者が女性に移動を禁じることは法律でも認められている。⁴⁵

8.1.2 道路及び国境通過に関する最新情報を記載する最新の [FCO 渡航情報](#) を参照。ただし、これは、シリアに渡航する英国国民のための FCO の渡航助言であり、内務省の庇護又は強制送還方針ではないことに留意すること。

8.1.3 シリアに関する国際独立調査委員会 (Independent International Commission of Inquiry on Syria) が 2015 年 12 月の報告書の中で述べたところによれば、

『コミュニティは検問所、前線又は継続的な衝突によって国全域で分断され、相互に分離されている。武力抗争又は武力抗争の恐怖で強制避難した場合は、宗教コミュニティ及び民族コミュニティの統合が起こりやすい。安全を求める上でのコミュニティ間の争いによって、実際の又は認識される政治的忠誠に沿った地理的分割が発生した。このような地理的分割の危険性は定着しつつある…

『検問所を経由する女性の移動の自由が強化されたことにより、女性は紛争当事者及び個別の犯罪分子から性的及び物理的暴力を受けやすくなっている。公表されないことが多いこの種のトラウマは、被害者とその家族の回復及びコミュニティの拡大の障害になる可能性がある。

『ISIS が支配する地域では、シリア人女性及び女兒は、引き続き、ほぼ耐え難い制限を受けて生活しており、教育を受ける機会、雇用及び移動の自由は厳しく抑制される又は完全に否定されている。厳格に定められた女性差別が厳しく実施されることにより、女性及び女兒は社会生活から除外され、妻及び母という容認された役割以外でコミュニティに貢献することがほぼできない状態に置かれている。』⁴⁶

[目次に戻る](#)

⁴⁵ 米務省、2015 年の人権実施に関する国別報告書、第 1 節 d、

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm#wrapper>、2016 年 7 月 8 日閲覧。

⁴⁶ 国連人権理事会、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書、2016 年 2 月 11 日、第 95、101 及び 102 項 <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/A-HRC-31-68.pdf>、2016 年 7 月 8 日閲覧

付属書 A: 出典

以下の出典には、シリアにおける治安及び人権状況に関する最新資料が記載されている。

- a. [アムネスティ・インターナショナル、シリア、2015/2016](#)
- b. [アセスメント能力プロジェクト\(ACAPS\)戦略的ニーズ分析プロジェクト](#)
- c. [ブルッキングス研究所](#)
- d. [カーターセンター](#)
- e. [シリアの人権侵害記録センター\(Center for Documentation of Violations in Syria\)](#)
- f. [米国議会調査局](#)
- g. [ヒューマンライツ・ウォッチ\(Human Rights Watch\)\(HRW\)](#)
- h. [戦争研究所\(Institute for the Study of War\)\(ISW\)、シリアプロジェクト](#)
- i. [国際危機グループ\(International Crisis Group\)](#)
- j. [ジェームスタウン財団\(Jamestown Foundation\)](#)
- k. [ロング・ウォー・ジャーナル\(Long War Journal\)](#)
- l. [リリーフウェブ\(Relief Web\)、シリア国別頁](#)
- m. [シリア人権委員会\(Syrian Human Rights Committee\)](#)
- n. [シリアに関する国際独立調査委員会](#)
- o. [国連軍縮局\(UN Office for Disarmament Affairs\)\(UNODA\)](#)
- p. [米務省の人権情報ユニット\(US State Department's Humanitarian Information Unit\)\(USSD HIU\)](#)

版管理及び問合せ先

問合せ先

.

このガイダンスについて疑問がある場合で、ラインマネージャー又はシニアケースワーカーから助言を得られない又は、このガイダンスに事実関連の誤りがあると思う場合は、[国別方針・情報チーム](#)まで電子メールを送付いただきたい。

本ガイダンスにおける形式上の誤り(リンク切れ、スペルミスなど)に気付かれる場合又は配置やガイダンスの見易さにご意見がある場合は、[ガイダンス・ルール・形式チーム](#)まで電子メールをいただきたい。

認可

ガイダンスの本版が認可された際の情報を以下に記載する。

- **1.2 版**
- **2016 年 7 月**から有効
- 本版は、**法律戦略チーム**、**国別方針・情報チーム主任 Martin** の承認を得ている。
- 承認日：**2016 年 7 月**

本ガイダンスの最新版からの変更

ガイダンスはほぼ変更なし

新規出典

付属書に新規情報源を記載すること。

[目次に戻る](#)